

第4章 まちづくりの方針

1. これまでの方針

本市においてはこれまで、以下の7つの「まちづくりの基本方針」に基づき、北陸新幹線、新湊大橋等の交通基盤や企業団地の整備等の都市基盤の構築を進めてきました。また、道路、上下水道の整備・維持・更新、雨水管渠や排水ポンプ場の整備、密集市街地再開発、民間主導の宅地造成、ほ場整備等のまちづくりを推進してきました。

今後のまちづくりの推進にあたっては、一層深刻さを増す人口減少や少子高齢化、環境問題等の社会全体が抱える様々な課題に加え、本市特有の課題の克服や、更に既存の強み（優位性）を活用する観点が必要となります。

都市計画マスタープランにおいては、これまでの方針の基本的な考えは受け継ぎつつ、市総合計画が掲げるまちづくりの基本理念を踏まえて、現況調査や市民意向調査から見えた市の特性や優位性を最大限に活かして、課題克服に向けた取組を推進するためのまちづくりの全体方針と5つの個別方針を定めます。

【現行計画（これまで）のまちづくりの基本方針】

- ①人口減少に対応した、地域特性をいかした土地利用の推進
- ②人・ものが行き交う、活力・にぎわいあふれる産業の振興
- ③人にやさしい、住みよい生活環境を支える都市施設の充実
- ④地域間および地域内ネットワークの充実
- ⑤市民の生命と財産を守る、災害に強いまちづくり
- ⑥良好な景観づくりと環境保全に配慮したまちづくり
- ⑦参画と協働によるまちづくりの推進



【人口減少、高齢化社会の進展を踏まえた本市のまちづくりの課題】

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ○ 都市機能の適正な配置・誘導 | ○ 移動手段の維持・確保と利便性の向上 |
| ○ 産業機能の維持・充実 | ○ 居住環境の安全性・利便性・快適性の向上 |
| ○ 地域コミュニティの維持・充実 | ○ 環境共生の向上、環境負荷の低減 |
| ○ 都市経営コストの適正化 | |

【本計画のまちづくりの全体方針と個別方針】

全体方針「居住・産業・レクリエーションと自然が調和する 暮らしやすさと活力に満ちたまち」

個別方針 ① 持続可能でにぎわいのある多核連携型のまちづくり

② 活力ある産業拠点の創造と交流のまちづくり

③ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

④ 魅力的な都市空間や眺望、豊かな自然環境を活かしたまちづくり

⑤ 公民連携によるまちづくり

2. 全体方針

本計画では、第2次射水市総合計画が掲げている将来像及び基本理念と整合を図り、主に都市機能や都市空間の整備に係るまちづくりの目標を以下のように設定します。

「 居住・産業・レクリエーションと自然が調和する 暮らしやすさと活力に満ちたまち 」

〔目指す将来のまちのイメージ〕

私たちのまちには、地域特性を活かした、住・職・遊の魅力的で多彩な都市機能が存在しています。そして、その周辺には海・里山等の豊かな自然環境が広がっています。それら住・職・遊の都市機能を、周辺自然環境との調和に配慮しながら、都市全体の観点からバランスよくコンパクトに配置することを基本に、各都市機能の強化・充実に磨きをかけ、安全性、快適性、利便性が高く暮らしやすいまち、産業や交流が活発で活力に満ちたまちを目指します。

また、SDGs（持続可能な開発目標）*の『目標 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現』に向け、秩序ある土地利用を推進し、誰もが安全に利用できる持続可能な公共交通網の構築や、地域をつなぐ道路網の整備、住宅環境、生活環境の充実など持続可能都市の形成を目指します。

このようなまちを目指す中で、市民のまちへの愛着や誇りを高め、誰もが安心感と満足感を持って暮らし、市民一人ひとりが生き生きと輝くまちづくりを展開していきます。

3. 個別方針

① 持続可能でにぎわいのある多核連携型のまちづくり

人口減少が本格化する中、都市の持続可能性をいかに高めるかが最大の課題となっています。都市を持続していくには、生活利便性や地域活性化を支える居住、交通、産業、医療福祉、教育等の都市機能の維持・向上や一定の人口の集積が必要です。

市街地が分散し、それぞれが適度なまとまりを持つという本市の都市構造上の特性を踏まえ、各市街地の連携を強めることで、都市機能の補完や相互の活性化に努めます。また、それら市街地を核として、その周囲に広がる集落や丘陵部等との連携を強化し、都市全体の活性化と持続性の確保を目指すことで、多核連携型のまちづくりを推進します。

また、広域圏を視野に入れ、本市の立地特性を活かした周辺都市との連携による都市機能の補完や相互活性化に努め、本市が強みとする都市機能をさらに強化することで、住民が地域の活性化や利便性の向上を確実に感じられるまちづくりに努めます。

解決したい

まちづくりの課題

○都市機能の適正な配置・誘導

○移動手段の維持・確保と利便性の向上

○都市経営コストの適正化

*SDGs（持続可能な開発目標）：SDGs エスディージーズ（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

② 活力ある産業拠点の創造と交流のまちづくり

本市は、国際拠点港湾伏木富山港の中核を担う富山新港を擁し、その後背地に広がる臨海工業地帯のほか、交通利便性を活かした産業拠点が数多く形成されており、富山県の産業振興を牽引してきました。引き続き、その役割を担っていくとともに、新たな産業需要にも対応しながら、活力ある産業拠点の創出を推進します。また、観光等による交流人口の拡大を通じて、地域活性化に資する交流のまちづくりを推進します。

解決したい
まちづくりの課題

○産業機能の維持・充実

③ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

局所的豪雨の多発や日本海側での大地震の想定などから、洪水浸水や津波の被害想定の見直しが行われ、これらを踏まえた防災・減災対策を同時に進めていく必要があります。また、地域住民による地域での支え合いを育みながら、防犯や福祉の見守り活動、身近な憩い・集いの空間の充実など、地域に暮らす全ての人の安全・安心、快適性を高める地域共生のまちづくりについて、地域住民との協働や民間活力の活用等も検討しながら推進します。

解決したい
まちづくりの課題

○居住環境の安全性・利便性・快適性の向上
○地域コミュニティの維持・充実

④ 魅力的な都市空間や眺望、豊かな自然環境を活かしたまちづくり

市内にはベイエリアや大規模公園等の魅力的な都市空間や眺望、里山や海辺等の豊かな自然環境が存在しており、これらを都市の魅力や居住環境を維持・向上させる要素として積極的に活用していくことが重要です。これら都市空間、眺望、自然環境を活かすとともに、うるおいや美しさを感じるまちづくりを推進します。

解決したい
まちづくりの課題

○環境共生の向上、環境負荷の低減

⑤ 公民連携によるまちづくり

射水市では、これまで、地域の課題にきめ細かく対応していくために、公募提案型市民協働事業やアダプトプログラム*事業など、市民協働のまちづくりを推進してきました。今後、人口減少・少子高齢化が進み、税収の減少や地域コミュニティの活力低下等が予想される中、公共施設の適正管理など、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営・地域運営に取り組む必要があります。

そのため、地域住民をはじめとして、NP0・ボランティア団体、企業、金融機関、教育機関など、新たな地域の担い手として期待される多様な主体が、それぞれの特性や得意とする分野等に応じて、行政と連携して課題等に取り組む活動を推進することで、公民連携によるまちづくりを促進し、当該地域の活性化及び魅力や価値の向上につなげるとともに、様々な地域課題の解決を目指します。

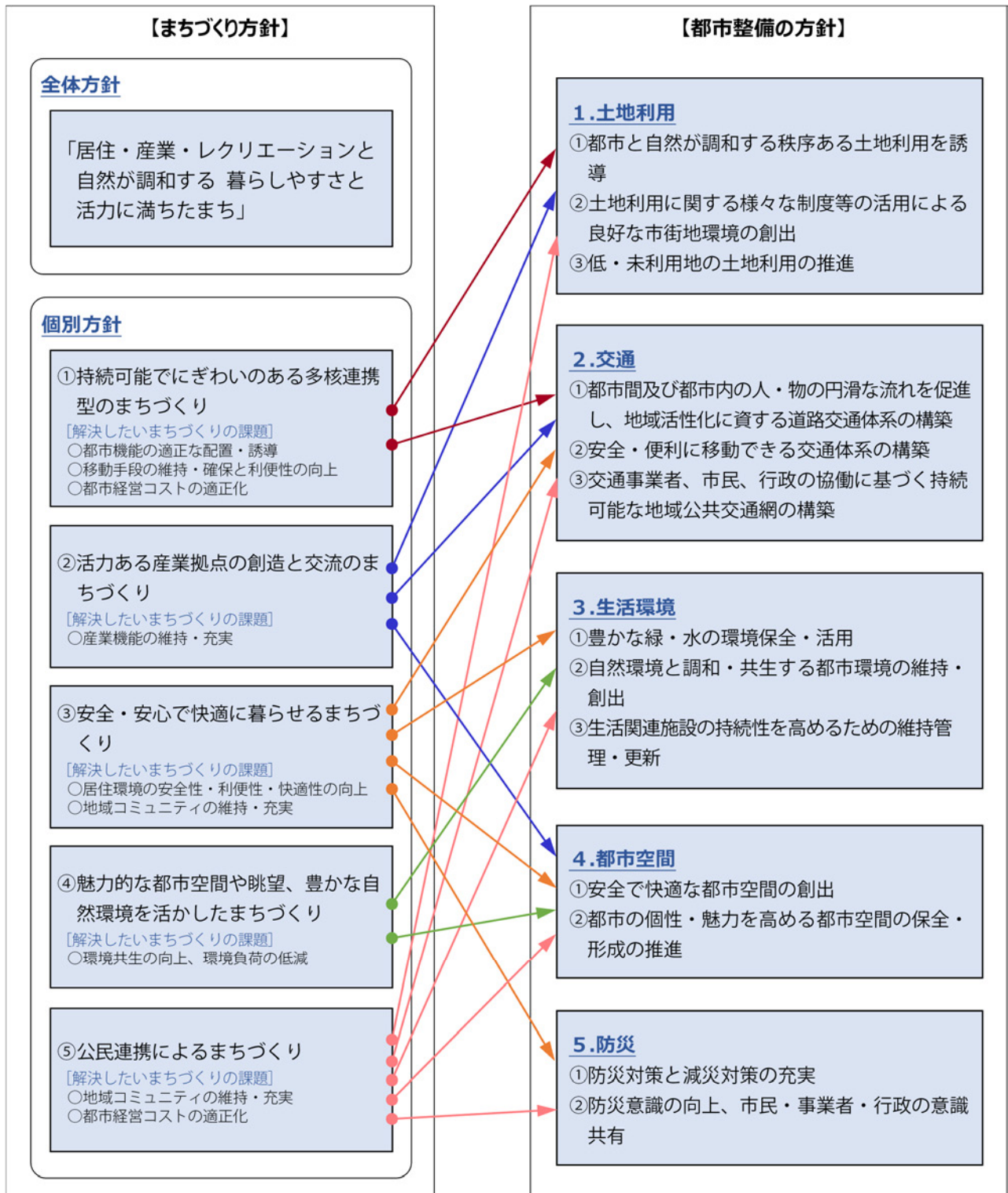
解決したい
まちづくりの課題

○地域コミュニティの維持・充実
○都市経営コストの適正化

*アダプトプログラム：市民、企業等が、道路、河川及び公園等の公共空間を、我が子のように（「アダプト(adopt)」とは「養子縁組をする」という意味）、美化・清掃ボランティア活動等の世話をし、行政が一定の取り決めのもと支援する仕組み。

第5章 都市整備の方針

都市整備の方針は、まちづくりの全体方針及び個別方針を踏まえながら、土地利用、交通、生活環境、都市空間、防災の施策分野ごとに、総合的・計画的にまちづくりを推進するための、施策展開の基本的な考え方や取組の方向性を、主に都市計画の観点から整理します。



1. 土地利用の基本方針

■ 基本的な考え方

① 都市と自然が調和する秩序ある土地利用を誘導

地域の立地特性や現状の居住地域のまとまり、既存の土地利用規制や周辺土地利用の状況を踏まえ、市街化等を推進すべき地区、農地を保全し農業の活性化を図るべき地区等、関係機関と調整を図り、それぞれの地区で優先すべき施策に応じた土地利用の維持または変更等を行い、それぞれが相互の活性化に寄与し、都市と自然が調和する、秩序ある土地利用への誘導を図ります。

② 土地利用に関する様々な制度等の活用による良好な市街地環境の創出

市街地の整備においては、地域の人口動向や開発需要等を踏まえた上で、土地区画整理事業等による面的整備や地区計画制度等の活用により、良好な市街地環境の創出を図ります。

③ 低・未利用地の土地利用の推進

既存市街地内及びその周辺の低・未利用地等については、市内の定住人口確保の受け皿としての住宅地や商業施設等の生活環境の充実、また職・住が近接する地域において事務所、作業場、店舗等の業務環境の充実等を図るため、農政サイドとも調整を図りながら、新市街地の開発も視野にいたした土地利用を検討し、都市部と農村部の調和がとれた市街地環境の創出に努めます。

また、低・未利用地等の活用については、適切な管理を促すだけでなく、周辺の住民や民間事業者等による、地域の特性や課題解決等のニーズに合致した利活用を促進するため、土地の交換・集約及び区画再編等を検討します。

■ 土地利用の体系

(1) 住居地

戸建て住宅が中心の住宅地は、地区の特性に応じた、ゆとりと落ち着きのある良好な住環境の維持・整備を図ります。ライフスタイルや居住ニーズの多様化に対応するため、三世帯同居もしくは近居するための住宅の建設やリフォームの促進など、地域ニーズを踏まえながら、地区計画や建築協定等のまちづくりルールを検討を進めます。

商業地や工業地の周辺、主要道路沿いの住宅地では、地域の利便性の確保やにぎわいの創出に資する店舗等の住宅以外の施設との調和に留意しながら、良好な住環境の維持・整備を図ります。

人口増加が著しい地区においては、ゆとりと落ち着きのある良好な住宅地の形成を誘導するため、地区計画等のまちづくりルールの導入を促進します。

また、密集住宅地においては、共同建替え等による細街路の拡幅や防災空間の確保など、安全性や快適性を高める土地利用を促進します。

（２）商業・業務地

鉄道駅周辺等で商業施設が集積する区域については、民間活力導入も視野に入れた再開発事業や建築物の更新等を促進し、公共交通の利便性の向上と合わせた、商業・業務機能の集積と高度利用を図ります。

市街地中心部の主要道路沿道等で商業施設がまとまって立地する区域については、地域住民の生活を支えるにぎわい商業拠点として、利便性が高く魅力的な商業・サービス施設の集積誘導を推進します。

商店街など古くから店舗や生活利便施設が立地する区域については、これまでの商業・業務機能の立地を活かしながら、地域の生活に身近な商業・業務地としての機能の維持を図ります。

商業・業務地はすでに、ある程度の都市機能等が集積しているという優位性を活かし、既存施設のリノベーション*、空き家や未利用地の活用による地域住民の生活利便性の維持・向上につながる商業・サービス施設の立地誘導を推進します。また、大きな敷地や施設を必要としない、IoT*やAI*等のソフトウェア及びその他 IT 関連の開発産業のサテライトオフィス*等の事業拠点や SOHO*等の場としての活用も推進します。

（３）産業専用地

富山新港周辺の臨海工業地帯やその後背地等に広がる工業地については、富山新港の国際ターミナル機能を活かした工場及び物流施設が集積する工業専用地として、生産機能の維持・向上を図ります。また、本市及び広域における海の玄関口として、港湾機能との整合を図りながら、環境整備を進めます。

市内に点在する市街地内の工業地については、様々な用途・規模の工場が立地する一般工業地として、周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、生産機能の維持・向上を図ります。

市街地中心部や鉄道駅周辺に位置する工業地において、生産機能の更新または転換が図られる際には、機能転換の方向性を踏まえた移転集約や、都市全体の観点から土地利用の転換を促進します。

また、既存企業団地については、企業立地ニーズへの対応に資する、更なる機能拡張について検討を進めます。

今後、IoT 等の情報通信技術、AI 等のソフトウェア技術の急速な発展により、関連産業の成長・拡大及び産業構造の大きな変化が予想されます。また、技術の発展により、市内の既存産業のニーズの変化も予想されることから、産業の状況の変化を注視し、産業専用地に限らず、郊外型産業地及び沿道複合地等においても、市内産業の活力の維持・向上に寄与すべく、企業にとっても利便性の高い基盤整備に努めます。

*リノベーション：建築物の性能や資産価値を高めるための大規模な改築、増築及び用途変更等のこと。

*IoT：アイオーティー（Internet of Things）とは、様々なモノがインターネットのようにつながり、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

*AI：エーアイ（Artificial Intelligence 人工知能）とは、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。

*サテライトオフィス：企業、官公庁及び団体等の本拠（本社、本庁舎及び本部等）から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみて、衛星（サテライト）のように所在するオフィスとの意から名付けられた。

*SOHO：ソーホー（Small Office Home Office）とは、企業などの大きな組織に属さない個人事業主や経営者が、パソコンなどの情報通信機器を利用しながら、小規模オフィスや自宅で仕事を行うこと。

(4) 住宅・工場複合地

住居や工場等が混在して立地している住宅・工場複合地では、居住環境の安全性や快適性と工場等の生産環境のバランスを考慮するなど、地域の居住環境と生産環境が調和した土地利用を促進します。

居住環境、生産環境の保全・確保を図るため、工場の建替え等の際には、その機能強化の方向性に応じて、企業団地等の産業地や沿道複合地への移転誘導を促進します。また、既に戸建て住宅が多く立地する地域においては、居住環境に影響を及ぼす恐れのある工場等の新たな立地に対する規制誘導について検討します。

(5) ベイエリア複合地

海王町、海竜町のベイエリアについては、絶景の景観を眺望できる海王丸パークをはじめ、マリレジャーや漁業等の特色あるレクリエーション・娯楽、健康・スポーツ、海洋・環境に関する研究など、多彩な交流機能の集積を推進します。また、施設毎の有機的な繋がりや一体感の醸成など、エリア全体の活性化を促進し、「射水」を発信する拠点として、にぎわいのある交流空間の創出を図ります。

(6) レクリエーション用地

太閤山ランドや大島中央公園等、比較的大規模な公園は、多くの住民が憩いや交流、レジャーを楽しむ場として、施設機能の充実やバリアフリー化等により、全ての人が安心して利用できるように努めます。太閤山ランドは、県下有数の規模及び観光入込数を誇る広域公園であり、本市の交流拠点の核として適正な維持管理や施設・設備の充実を働きかけるとともに、その周辺整備についても検討を進めます。

(7) 田園農用地

主要な農業生産の場となる優良農地については、農業経営の効率化・安定化を図り、持続可能な力強い農業を実現するため、農業水利施設の整備や維持管理、ほ場の大型化など施設整備を推進するなど、農業振興に努めます。

また、遊休農地については、周辺の農村環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理や耕作者の確保等の防止策の実施とともに、農村の活力維持のための利用集積等の活用策の検討など、適正な土地利用の推進に努めます。

(8) 郊外型住宅地

田園環境内にある集落等の住宅地については、自然環境共生型住宅地として、今後も周辺地域の自然環境との調和・共生、居住形態等に留意した適正な土地利用により、良好な住環境の整備を図ります。

周辺の田園環境に配慮した秩序ある土地利用を図るため、地区計画や建築協定等の土地利用施策や規制等を活用しながら、集落の持続性や活力を維持していくために必要となる土地利用について検討を進めます。

(9) 郊外型産業地

市街化調整区域内に立地する産業用地については、自然環境共生型産業地として、今後も周辺の農業・自然環境との調和・共生に留意しながら、生産・流通機能の維持を図ります。将来の産業用地の不足に備え、産業立地の優位性の高い沿道複合地やその周辺における新規企業団地整備の検討、ならびに既存の企業団地における拡張整備の検討を進めます。

小杉インターパーク周辺は、小杉インターチェンジに近接する特性を最大限に活かした活気あふれる商工業の拠点として、また広域的な物流の拠点として、企業誘致等を推進し、機能の維持・向上に努めます。

また、交通利便性の高さ等といった優位性から、企業団地適地調査において選定した、沖塚原、大江、小泉・島地区において、新規の企業用地確保の検討と企業誘致に努めます。

(10) 沿道複合地

国道 472 号、国道 8 号等の 4 車線道路沿道の区域については、新たなにぎわいと活力の創出を目指し、道路交通便利性を活かした商業機能及び工業や流通業務をはじめとした産業機能の強化に努めます。具体的には、企業立地適地や既存企業団地等の産業集積が見られる区域周辺においては主に産業機能、住居地の近接部や、交差点周辺部においては、主に商業機能の土地利用を誘導するなど、立地動向や将来需要予測等を踏まえた土地利用を推進します。

また、秩序ある土地利用を図るため、地区計画等のまちづくりルールの導入等も検討しながら、適正な規制誘導に努めるとともに、敷地外周の緑化や大規模施設の形態・色彩に配慮した整備等を誘導するなど、周辺の田園景観との調和を促進します。

(11) 自然環境保全地

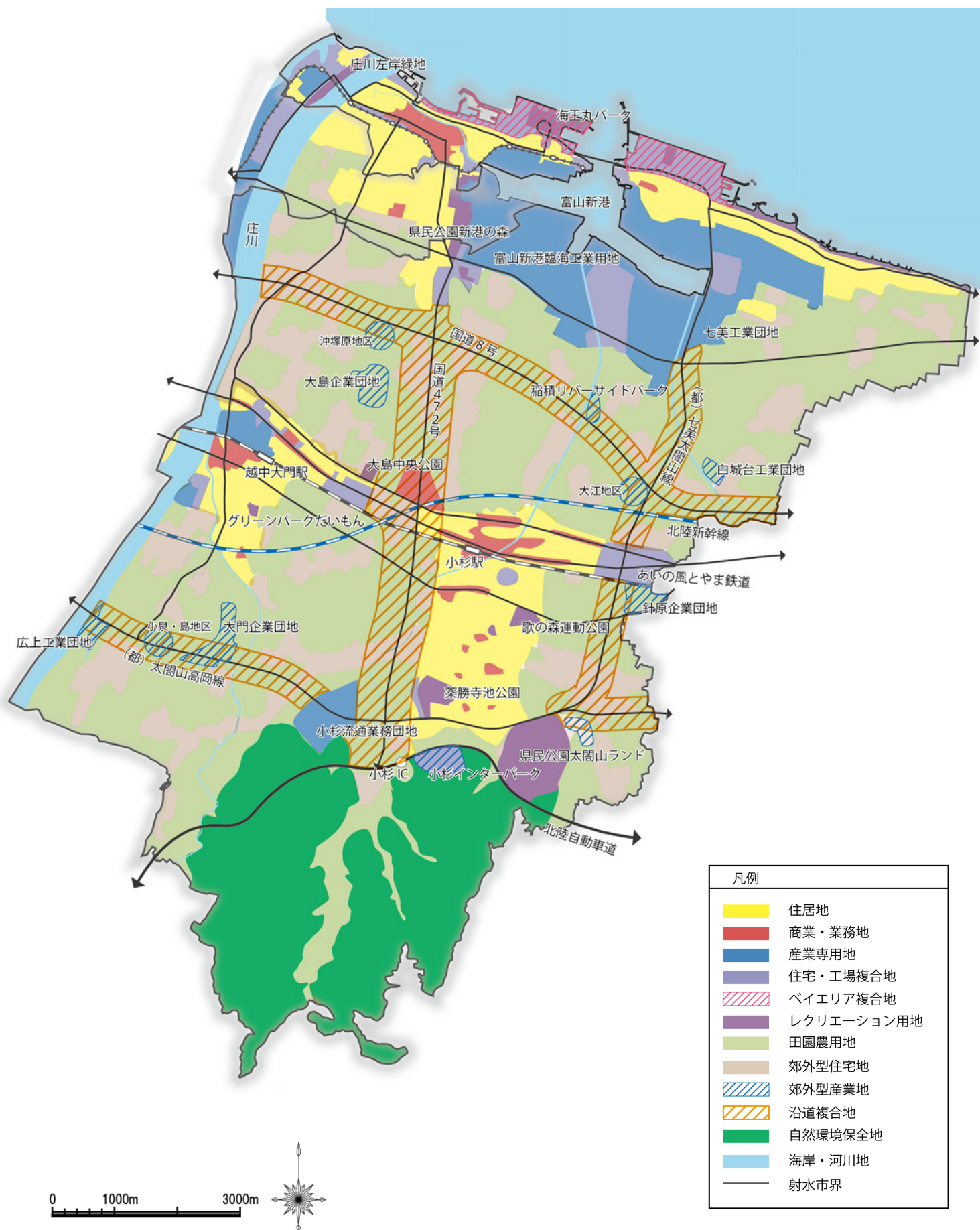
南部丘陵地一帯の緑豊かな樹林地については、無秩序な開発や土地利用転換を抑制し、良好な自然環境の保全を図ります。また、周辺の樹林地との調和とともに、水源涵養や水質保全、ため池の維持・管理の面についても十分に留意した土地利用を図ります。

(12) 海岸・河川地

豊かな自然を有する河川や海岸部は、ベイエリア複合地及び市内を流れる庄川、内川、下条川等を、人々が集いにぎわい憩える空間として、適正な土地利用や利活用を促進し、自然環境の保全に努めることで、魅力ある水辺空間の形成を促進します。

また、護岸の保全や管理等の防災対策の充実により、水害に強いまちづくりを推進します。

〈土地利用基本方針図〉



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

2. 交通の基本方針

■ 基本的な考え方

① 都市間及び都市内の人・物の円滑な流れを促進し、地域活性化に資する道路交通体系の構築

広域的な都市間を結ぶ広域幹線道路、隣接都市間や都市内各拠点を結ぶ地域連携道路、地域連携道路を補完する補助幹線道路、日常生活の利便性を支える生活道路の4段階の道路構成に基づく整備により、都市間及び都市内の人・物の円滑な流れを促進し、地域活性化に資する道路交通体系の構築を図ります。

② 交通事業者、市民、行政の協働に基づく持続可能な地域公共交通網の構築

既存の鉄道やバス等の公共交通基盤の有効活用と交通需要の適正な管理を行いながら、「射水市地域公共交通網形成計画」とあわせて、交通事業者、市民、行政の協働に基づく持続可能な地域公共交通網の構築を検討します。

③ 安全・便利に移動できる交通体系の構築

高齢化の更なる進展により、自動車に依存しすぎずに、誰もが安全・便利に移動できる交通体系の構築の必要性が一層高まると予想されます。その実現に向けて、高齢者、子ども・学生、障がい者、及び外国人や旅行者等、全ての市民や来訪者にとって利用しやすい交通施設の整備・確保を図ります。

■ 道路交通体系の整備方針

【広域幹線道路】

国土軸を形成する北陸自動車道及び広域的な交通処理を担う国道8号の適正な維持管理の継続、また、北陸と東海を結ぶ大動脈としての役割を担う東海北陸自動車道の早期4車線化整備完了に向け、それぞれ所管機関への働きかけを継続します。

【地域連携道路】

広域幹線道路を補完し、隣接する都市及び市内の円滑な移動を支える都市計画道路等を地域連携道路と位置づけます。この道路は、市域全体の連携を強化する環状道路網も形成する重要な道路として、整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

富山空港、北陸新幹線駅、北陸自動車道インターチェンジ等の高速交通結節点へのアクセスの高速化・円滑化を図る道路整備を促進します。

国道8号を補完し東西ネットワークの充実を図るため、富山新港南部から富山市北部を結ぶ（仮称）七美四方荒屋線の整備計画を策定し、事業化を促進します。

【補助幹線道路】

地域連携道路を補完し、市内の拠点間の円滑な移動を支える道路を補助幹線道路と位置づけます。この道路は、市内の各拠点と主要道路網との連絡や拠点間の連携を促進する道路として、整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

【生活道路】

日常生活の安全性や利便性を向上させる生活道路の整備を推進します。歩行者が多い学校周辺の道路については、優先的に歩行者空間の整備を推進します。

災害時における避難路の確保や消防・救急活動の円滑化、日照・通風といった住環境の改善のため、狭あい道路の拡幅整備を推進します。

■公共交通体系の整備方針

【鉄道】

あいの風とやま鉄道、万葉線については、事業者への適正な維持管理等の働きかけとともに、利用者の利便性を高め利用者増に資する施設整備等を促進します。

北陸新幹線等の広域的な公共交通を利用した観光客を呼び込むために、駅舎等の周辺整備や鉄道とバス等の乗り継ぎ利便性の維持・向上等による受入体制の強化を進めます。特に、本市の玄関口である小杉駅と、観光資源が豊富なバイエリア周辺地区との連絡を強化し、観光をはじめとした様々な交流・連携を促進します。駅については、交通機能の充実だけでなく、周辺地域のにぎわい創出や活性化に資する施設の整備や誰にでも使いやすい環境の整備を検討します。

万葉線は、射水市北部と高岡市の中心市街地を結ぶ公共交通であり、引き続き老朽施設の改修等を行い安全性の確保と利便性の向上を促進します。また、シェアサイクルを含むシェアリングモビリティ*等との有機的なアクセス確保やバイエリアとの接続強化等も含めた将来のあり方の検討を促進します。

【コミュニティバス等】

民間路線バスについては、利用者の需要動向を踏まえた上で、事業者に適正な維持管理等を働きかけ、公共交通サービスの維持を図ります。

コミュニティバス、デマンドタクシーについては、地域特性や利用者の需要動向等を踏まえながら、コミュニティバス（定時定路線型）とデマンドタクシー（需要応答型）を組み合わせた公共交通システムにより、路線網及び運行頻度等の最適化を推進し、利便性の高い柔軟な公共交通サービスの提供を図ります。また、地域住民による運営への参画や、民間企業（商業、医療等）との連携の強化等を促進し、持続性の高い地域公共交通体系の構築を目指し、地域住民、交通事業者、市（行政）の協働に基づき、効率的・効果的な運行を推進します。

小杉駅周辺、越中大門駅周辺、新湊中心部においては、本市のバス交通のターミナル拠点として、路線網及び運行頻度の最適化の検討及び施設の維持管理や整備を推進します。

*シェアリングモビリティ：物・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組みやサービスをシェアリングエコノミーと言うが、その中の移動手段（モビリティ）に係るもの。自動車を個人や会社で共有するカーシェアリングなど。

【その他の交通施策】

自動車に過度に頼る状態から、鉄道・バス・自転車等を適度に利用する状態へと、市民の交通行動に係る意識の自発的な転換を促進します。

北陸新幹線については、市内に停車駅はないものの、新高岡駅や富山駅に近接する地理的優位性を活かし、両駅から本市を含む広域観光の推進及び観光スポットへのアクセス性向上を推進します。また、大阪駅までの全線整備実現を目指し、国や関係機関への働きかけを行います。

幅員の狭い踏切道については、歩道新設、歩道拡幅、車道拡幅等の改良を行うことで、踏切を通行する歩行者等の安全性の向上を図ります。

■その他の交通施設等の整備方針

【歩行者・自転車通行空間】

環境や健康に配慮した交通体系の構築を目指し、徒歩や自転車の移動の安全性・快適性を高めるための整備を推進します。河川等の水辺や歴史・文化資源等とも連携しながら、魅力的な歩行者・自転車のネットワーク形成を図ります。

自転車交通については、環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持をはじめ、健康増進、観光振興等に資するという観点から、その役割拡大に向けて、自転車通行空間の確保に努めます。既存の自転車通行空間に関しては、周辺都市にまたがる富山湾岸サイクリングコースや田園サイクリングコース、（県）富山庄川小矢部自転車道の適正な維持管理に努め、市民、観光旅行者等が利用しやすい環境を創出し、観光資源としての魅力向上及び、利用者の健康及び福祉の増進を図ります。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザイン*の普及を推進し、高齢者等をはじめ誰もが安全で快適に歩けるよう、歩道の段差解消や交通安全施設の整備等を進めます。

【駅周辺広場】

あいの風とやま鉄道の小杉駅及び越中大門駅については、本市の玄関口としての交通結節性を高めるため、駅に接する広場の機能充実を推進します。

【駐車場・駐輪場】

鉄道やバス等の公共交通の利用促進を図るため、主要な交通結節点において、パーク・アンド・ライド*用の駐車場やサイクル・アンド・ライド*用の駐輪場の整備誘導を推進します。

また、小杉駅前、越中大門駅前、市内各所観光地周辺等の駐輪場機能の維持・向上等に努め、市民や観光旅行者の自転車活用に資する整備を検討します。

【除排雪】

機械除雪の適切な実施とともに、冬期間の安全・安心な道路空間を確保するため、生活道路の除排雪については、地域と市が役割分担、協力を図り、効果的・効率的な除雪等を推進します。

また、消雪施設の計画的な維持管理・更新を推進します。

*ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず様々な人々が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方。

*パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライド：自宅から最寄りの駅やバス停までマイカーや自転車で行き、駐車場や駐輪場に停めて公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう方式のこと。

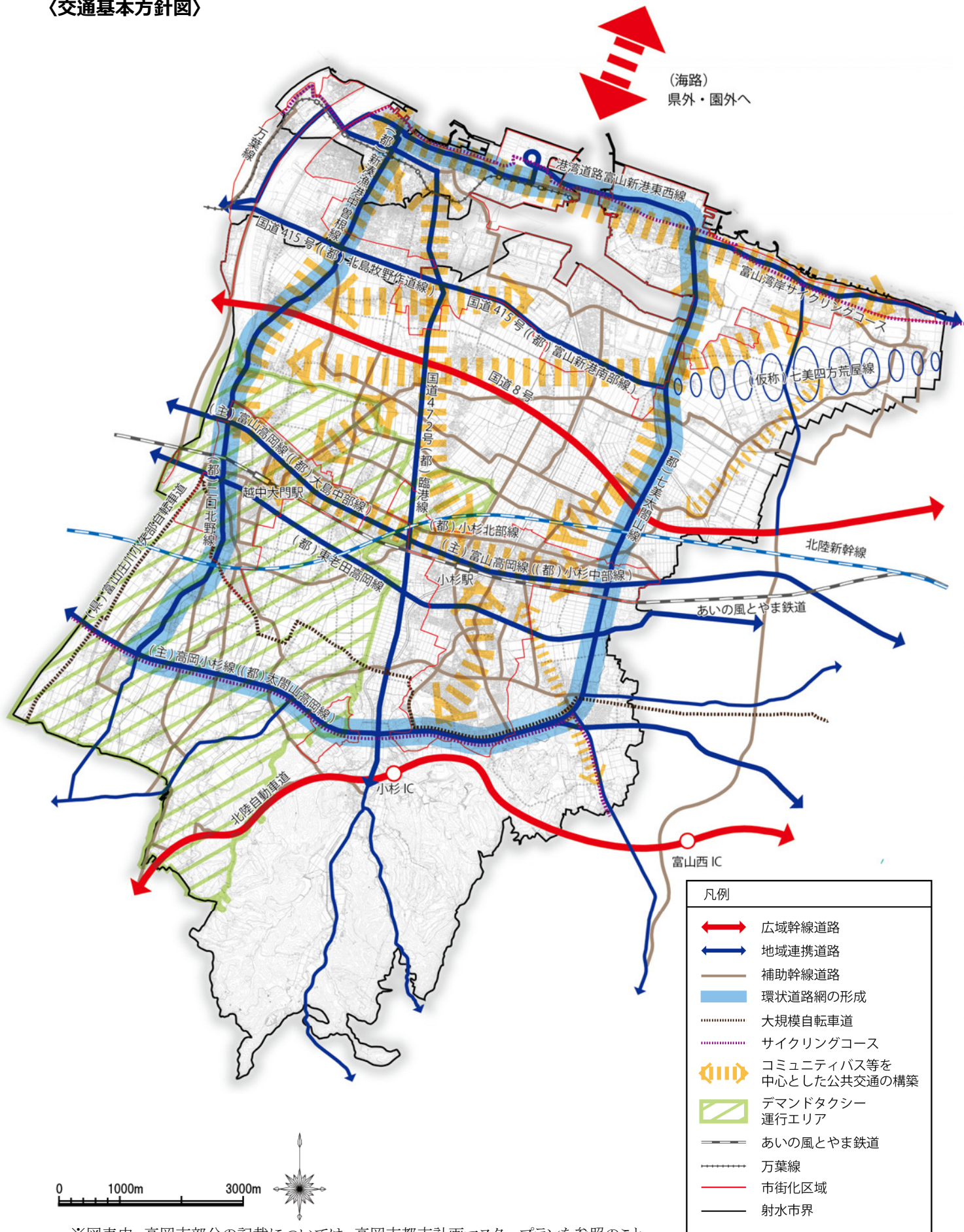
[港湾]

富山新港においては、客船バースの延伸やコンテナバース・荷役施設等の港湾施設の整備促進を図り、国際貿易や観光及び環日本海交流の拠点としての充実を管理者等へ働きかけます。

[道の駅]

国道8号沿いの道の駅「カモンパーク新湊」は、ドライバーの休憩場所としての活用だけでなく、市の代表的な集客施設のひとつでもあることから、観光及び地域の交流拠点・情報発信拠点として、機能の充実を図ります。周辺地区においても、特産物の販売や宿泊機能等、本市の交流人口拡大に資する施設の立地を検討します。また、災害時における救援拠点としての活用など、既存施設の活用を基本とした防災機能の維持・向上について、国等の関係機関と連携しながら検討を進めます。

〈交通基本方針図〉



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

3. 生活環境の基本方針

■ 基本的な考え方

① 豊かな緑・水環境の保全・活用

南部丘陵の樹林地や太閤山ランド等の大規模公園の緑地空間、北部海岸部及び庄川等河川の水辺などは、本市の良好な都市環境を支える重要な要素です。それら豊かな緑・水環境の保全・活用を図ります。

また、公園、緑・水の環境等の空間を、多彩なレクリエーション活動、健康運動、文化活動等の多様な活動の拠点、地域のコミュニティ活動の場及びにぎわい創出の場、そして災害時における避難所としての利活用を図るため、必要な便益施設の維持・整備、憩いやくつろぎのスペース、防災機能等の確保を図り、実際の利活用の手法やその実践についても検討するなど、大切な公共空間としての価値の向上を目指します。

② 自然環境と調和・共生する都市環境の維持・創出

地域の実情にあわせた良好な環境づくりを進め、快適で衛生的な市街地環境と美しい自然環境の確保を図ります。また、循環型社会に向けた取組やバイオマス構想の推進などにより、環境への負荷を抑えた、自然環境と調和・共生する都市環境の維持・創出を図ります。

③ 生活関連施設の持続性を高めるための維持管理・更新

生活関連施設については、人口の減少、社会ニーズの変化等を踏まえ、必要とされている施設を見極め、継続的な利用または廃止を検討し、効率性と持続性を高めるための維持管理・更新を進めます。また、地域における公共サービスの維持・向上の観点にも留意しながら、必要な公共施設の適正な配置・整備を進めます。

その他、住民の生活利便性の向上や健康面・衛生面の充実に資する施設で、都市計画での位置づけが必要なものについては、都度十分な検討を行い、必要な手続きを進めます。

■ 緑・水環境整備

(1) 公園・緑地の整備

【街区公園、近隣公園、地区公園（住区基幹公園）】

住区基幹公園については、生活に身近な憩いの場として、適正な維持管理を図るとともに、長寿命化、バリアフリー化、防犯性向上等に留意した機能の向上を図ります。

地域の人口動向等を勘案し、施設の適切な配置について検討を進めます。また、公園規模に応じて、遊具・トイレ等の公園施設の整理統合を進めます。

身近な公園緑地が、地域住民にとってより親しみの持てる場となり、よく利用される場となるよう、アダプトプログラム制度の活用などを通じて、地域住民と市との協働による維持管理を推進します。また、既存公園を菜園等に利用するコミュニティガーデン化を検討します。

【運動公園、広域公園（都市基幹公園）】

歌の森運動公園は、公園施設長寿命化計画に基づき、アスレチック遊具等の補修・更新を図るとともに、子どもから大人までがスポーツを楽しめる運動公園としての機能の維持・向上を図ります。

太閤山ランドは、良好な景観や自然環境との調和に配慮した施設整備を促進する等、広域公園としての機能の維持・向上を目指し、所管機関への働きかけを進めます。また、本市における代表的な交流拠点として、市内外の観光拠点等との連携を推進します。

【特殊公園、都市緑地（緩衝緑地）】

薬勝寺池公園、中山公園は、それぞれ特殊公園としての機能の維持・向上を図ります。

庄川左岸緑地、内川緑地、いさりび緑道、新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）は、周辺の水辺等の自然環境と合わせて、地域の拠点的な緑地を形成しているとともに、市民や来訪者等が集い・憩う場となっており、適正な維持管理、機能の向上を図ります。

海老江海岸一帯の松林、地域の緑地景観を特徴づける社寺や史跡等と一体となった樹林地や下条川沿いの桜並木などは、地域環境の向上に寄与する緑地として保全を図ります。

【その他の公園・緑地】

射水ベイエリアにおける海王丸パーク、富山新港元気の森公園については、市民や来訪者が集い・憩い・交流する観光交流スポットとして、レクリエーション機能のほか、緑地機能、眺望機能、健康機能等の充実を図ります。

パークゴルフ場については、利用者動向等に応じた適正な整備、維持管理に努めます。

（２）緑・水空間の保全

南部丘陵の樹林地、各市街地周辺に広がる優良農地、庄川や内川、下条川等の河川空間、富山新港及び新湊漁港周辺、海老江から本江に至る海岸部などについては、生態系等にも配慮しながら保全・活用を図ります。

富山新港、新湊漁港の周辺においては、港本来の機能への支障を及ぼさない範囲で、海辺に近づく場や湾内を散策できる海上ルートなど、海辺の魅力を活かした環境の創出を進めます。

せせらぎ水路や歩道の街路樹、公共施設の植栽など、市街地内の水や緑を感じる空間の保全・整備により、市街地におけるうるおい環境の向上を図ります。

住宅や事業所等における緑化、農村集落地内における屋敷林の保全、地域人材を活かした教育活動等の多世代間の交流の促進等、暮らしに身近な住環境の快適性の維持・向上を促進します。

中長期的な視点に基づき、総合的・計画的に緑地の保全や緑化の推進と、人口減少社会に対応した公園の再配置、統廃合を含めた検討を進めます。

■ 良好な市街地環境の維持・創出

（１）地域による良好な住環境の維持・創出

地域の実状に応じた良好な住環境を形成するため、地区計画や建築協定などのきめ細かな地域のルールづくりを促進します。また、特定の地域（エリア）を単位として、地域の良好な環境の形成や地域の価値の維持・向上を目指し、地域住民や民間が主体となって、地域のまちづくりや地域経営を積極的に行っていくエリアマネジメントの取組を促進します。

（２）衛生的な市街地環境の維持・創出

【上水道】

上水道の整備はほぼ完了しており、今後も安定的に良質な水を供給するため、水源確保や自己水源の活用、施設の耐震化や老朽施設の計画的な更新、危機管理体制の充実に努めます。

【下水道】

下水道の未整備区域での整備、完了地区での宅内接続を促進します。また、下水道施設の適正な維持管理、老朽施設の延命化、危機管理の向上を図るなど、健全な水環境の確保に努めます。

下水道事業の安定的な運営を継続するため、既存施設の有効活用を図りつつ、流域下水道への施設の統廃合・管理の一元化を視野に入れた建設改良事業や施設の維持管理等を図ります。下水道区域以外の地域については、合併処理浄化槽などによる生活雑排水の適切な処理を推進します。

【衛生関連施設（斎場、墓苑、ごみ焼却施設、し尿処理場及び最終処分場）】

斎場・墓苑については、周辺環境への配慮、将来予測等に基づいた適正な規模や配置による整備及び維持管理に努めます。

ごみ焼却施設クリーンピア射水等の一般廃棄物処理施設については、適正な維持管理及び更新を図ります。老朽化した設備については、基幹的設備の改良整備を推進し、長寿命化を図ります。また、一般廃棄物処理施設については、将来の処理人口の動向を踏まえて、広域化や民間活力の導入など運営のあり方について検討を進めます。

自動車の排気ガスや工場からの排煙、悪臭等の発生の抑制、薬剤等の地下水への影響の抑制など、大気質や地下水質の悪化を防止する取組を推進し、健康的で快適な生活環境の形成を図ります。また、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を強化し、良好な自然環境の保全を図ります。

（３）低炭素・循環・自然共生型社会の促進

環境負荷の小さな都市構造への転換を図るため、産学官連携等による石油やガス等の化石燃料の省エネルギー化を促進するとともに、太陽光や小水力、バイオマス*等の再生可能エネルギーの活用を促進します。また、公共施設等への再生可能エネルギー利用設備の導入、住宅等の省エネ機能の向上を促進します。なお、太陽光発電施設の整備においては、景観の阻害、土地の形質変更に伴う自然環境の喪失や防災機能の低下など、懸念される影響への十分な配慮が必要です。

自然との共生に向け、森林などの豊かな緑を適切に保全・管理するとともに、環境学習の場や交流空間としての活用を推進します。

*バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。もみがら等の農業廃棄物、サトウキビ等の資源作物、石油に類似した液体燃焼を抽出できる植物など、様々なものを資源として利活用する事例がある。

（４）持続性の高い生活関連施設の整備

【学校施設】

学校施設については、多様な学習活動に対応した機能的な施設整備に努め、施設の計画的な改修・充実を推進しながら、児童生徒数の将来見通し等を踏まえた再配置や統廃合に関する検討を進めます。また、更新に際しては、環境やバリアフリー化を考慮した施設整備を進めます。

【児童福祉施設】

保育園や幼稚園等の児童福祉施設については、地域の状況や将来予測、経営の効率化や合理化等の必要性に応じて、民営化や認定こども園化も視野に入れた再配置や統廃合の検討を進めます。

【高齢者福祉施設】

高齢者福祉施設（介護サービス施設）については、需要と供給のバランスや日常生活圏ごとの整備状況等を考慮しながら、在宅サービス、地域密着型サービス及び施設・居住系サービスの基盤整備を図ります。

【公営住宅】

市営住宅については、長寿命化を図る施設では、必要とされる居住性向上、福祉対応等の改善整備を推進します。新規整備、用途廃止及び建替え更新に関しては、PPP・PFI の導入や民間施設の借上げ等の民間活用も視野に入れながら検討を進めます。また、県営住宅の用途変更や大規模改修等の働きかけも視野に入れ、管理戸数の適正化や地域バランスを考慮した再配置等の検討を進めます。

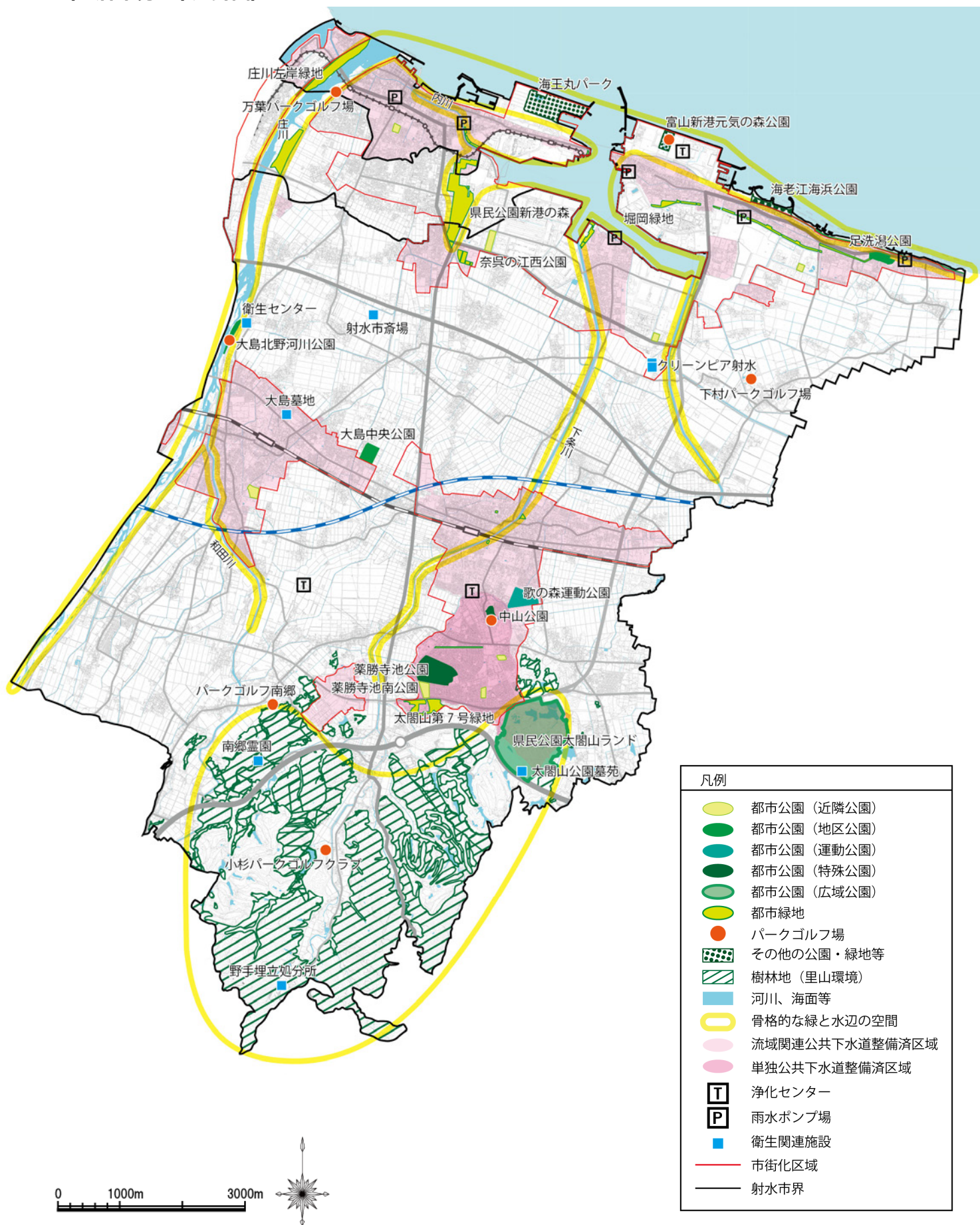
【一般住宅】

一般の住宅は各人の生活を支える私的財産であると同時に、地域の環境、安全、福祉、文化等を形成する社会的資産としての性格を有しています。そのような観点から、一般住宅については、三世帯同居・近居等の多世代居住の普及啓発、高齢者向け住宅の供給促進、密集市街地における共同建替えの促進、既存住宅のリノベーションやシェア居住*の促進などにより、住みやすさの向上と居住の安定確保を図ります。

住宅地内の空き地、空き家及び空き部屋等の空きスペースは、地域、NPO、企業等と連携を図りながら、当該周辺エリアのリノベーションによる地域活性化や、県外・国外からの移住・定住促進等に資する有効活用を促進し、住宅地の人口密度の維持・向上に努めます。

*シェア居住：家族ではない複数の居住者が台所などを共用して一つの家に住む形態をさす。シェアルーム、シェアハウス等とも呼ばれる。

〈生活環境基本方針図〉



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

4. 都市空間の基本方針

■ 基本的な考え方

① 安全で快適な都市空間の創出

高齢者、障がい者、子育て世代をはじめ、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を基本とした、都市空間の整備を推進します。

② 都市の個性・魅力を高める都市空間の保全・形成の推進

本市は、海岸部の公園等から一望できる富山湾・立山連峰等の個性的な風土が生み出す素晴らしい眺望景観や、内陸部の河川沿い等に広がる風情ある街並み等、それぞれの地域に自然・文化・歴史的価値のある資産が多く残っています。市民、学生、民間企業等とも連携を図り、それら地域の資産の再考や活用のための活動を促進し、景観関係法令に基づく制度等を最大限に活用し、これらの豊かな自然・文化・歴史的資産の保全・活用を推進し、個性的で魅力ある都市空間の創出に努めます。

■ 安全・安心な空間づくり

(1) バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入の促進

要配慮者をはじめ、すべての人が暮らしやすい都市となるよう、公共交通等、公益性の高い施設の段差解消等を図るバリアフリー化や、案内標識等における訪日及び在住外国人对応のための多言語表示など、ユニバーサルデザインの観点到に基づいた移動空間の整備・維持に努めます。公園広場等の野外空間の整備の際も同様の観点で、誰もが利用しやすい公共空間の創出を目指します。

また、本市におけるバリアフリーの基本方針となる「バリアフリーマスタープラン」を策定し、ハード面においては、移動円滑化促進地区における駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進する一方、ソフト面においては、外国人、高齢者及び障害のある人等と、そうでない人が共生可能な社会や環境を構築するため、民間団体等による活動とも連携をとりながら、「心のバリアフリー」*の啓発等を推進します。

■ 魅力的な都市空間づくり

(1) 交流やレクリエーションを支える空間づくり

海王丸パークを中心とするベイエリアについては、優れた眺望景観を活かしながら、公園広場、産業観光、マリーナ、娯楽、スポーツ、研究等の複合的な都市機能の集積を図り、市民や来訪者が交流し、にぎわいの生まれる拠点空間の整備を推進します。射水市のブランドイメージを高め、魅力を発信していく拠点として、質の高いデザインとホスピタリティにあふれた公共空間の整備を推進します。

*心のバリアフリー：住民等が、すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、意識や行動を変え、必要な取り組み等を継続し、社会や環境にあるバリアを解消しようとする取り組み。

（２）地区の特性に合った街並みの形成、調和のとれた都市空間づくり

用途制限や地区計画、建築協定等の関連制度の活用と屋外広告物の適正な規制誘導、景観や防災の観点からも有効な無電柱化を進めるため、電線類の地中化や裏配線方式*等も検討し、調和のとれた都市空間づくりを目指します。

住宅地においては、緑化の推進や緑地の保全を図り、うるおいと調和の感じられる街並み空間の形成を推進します。特に、旧北陸街道筋や内川周辺等の伝統や歴史的風情のある地区においては、その風情を生み出す良好な街並みや情緒ある景観を保全するため、景観計画、地区計画や住民協定等の導入など、必要に応じて様々な誘導や規制等の制度の活用を検討しながら、魅力ある都市空間の創出に努めます。

商業地においては、にぎわいのある街並みの創出に向けて、地域の特性を活かした商業空間づくりに努め、建築物や広告物等の規制誘導等を推進します。

工業地及び主要幹線道路沿道においては、敷地外周の緑化や大規模施設の形態・色彩に配慮した整備等を誘導し、周辺景観との調和を促進します。

■ 良好な自然空間の保全・形成

（１）豊かな自然資源を活かした風土及び眺望等の保全・形成

本市の有する豊富な緑や水辺などの自然資源を最大限に活かし、良好な風土及び眺望等の自然景観の保全・形成に努めます。

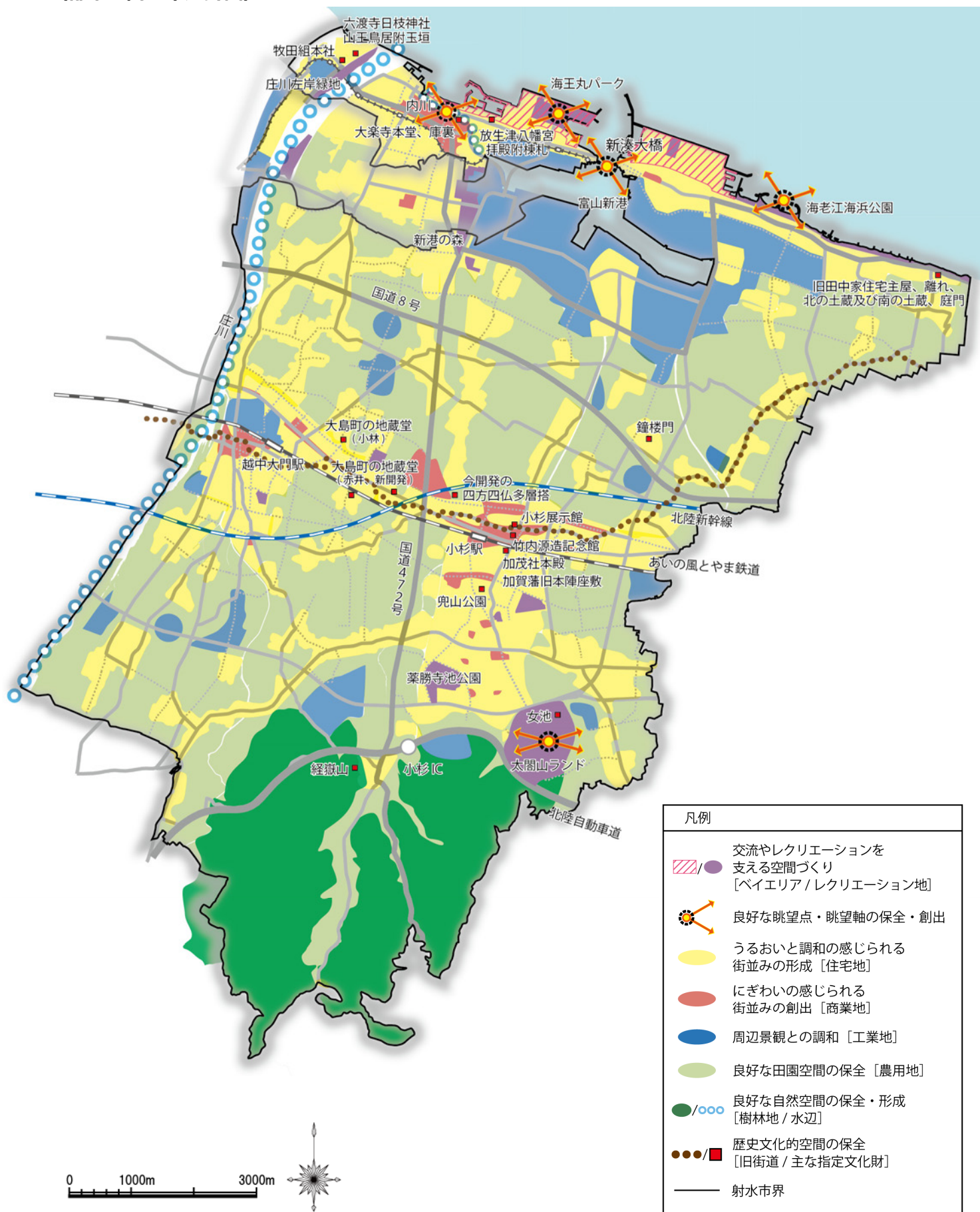
田園地域においては、優良農地の維持とともに、秩序ある宅地開発や農地転用により、良好な田園景観の保全・形成に努めます。

海王丸パーク周辺等の海岸地域においては、富山湾や立山連峰等への魅力的な眺望等を有する空間の形成に努めます。また、庄川や下条川等の河川地域は、自然と調和する護岸整備や河川沿いの並木の適正な整備・維持管理等により、良好な水辺の景観形成を図ります。

丘陵や山林においては、良好な自然空間として、樹林地や里山の環境の適正な維持管理等により、良好な森林景観の形成に努めます。

*裏配線方式：裏通り等へ電柱及び電線等を移設し、表通りの無電柱化を実現する方式。

〈都市空間基本方針図〉



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

5. 防災の基本方針

■ 基本的な考え方

① 防災対策と減災対策の充実

風水害、地震・津波、雪害等の自然災害や火災に対して、被害を未然に防ぐための取組（防災対策）及び被害の軽減を図る取組（減災対策）の充実を、公民連携のもとに図ります。

② 防災意識の向上、市民・事業者・行政の意識共有

市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、市民・事業者・行政が危機管理と災害後の復興イメージの共有を図りながら、災害に強いまちづくりを推進します。

■ 防災関連施設の整備

【雨水調整施設、排水ポンプ等の整備】

台風や局地的豪雨等がもたらす洪水氾濫の防止・軽減を図るため、雨水調整施設や排水ポンプ場の強化整備、河川の改修整備（狭さく部の拡幅、たい積土砂の除去等）を推進し、必要に応じ関係機関に働きかけます。合わせて、維持管理の効率化、情報収集・提供、被害最小化のための連携支援等のソフト対策を推進します。また、浸水被害が生じやすい地域においては、流域内の保水・遊水機能の維持・向上を図るため、樹林地や農地の保全に留意します。

【砂防、治山、地滑り等の防災対策の推進】

がけ崩れや地滑り等の土砂災害の防止・軽減を図るため、砂防、治山、地滑り対策、急傾斜地崩壊対策等に必要な施設の維持や整備を推進します。

【公共土木施設、公共建築物等の耐震性強化】

地震被害を防止し、地震発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、道路・橋梁、河川、港湾・漁港等の公共土木施設等の耐震性強化を推進します。また、防災拠点や避難所となる公共建築物の耐震化を推進します。

【住宅・建築物の耐震化】

住宅・建築物の所有者に対し、耐震化の必要性・重要性に関する普及・啓発を推進し、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

【ライフラインの耐震化】

本市において、地震による液状化現象の発生危険度は、海岸付近をはじめ河川沿いの平坦地の広い範囲で高いことから、上下水道などライフラインの耐震化を推進します。

【津波、高潮、波浪等の防災対策の推進】

津波、高潮、波浪による被害を軽減するため、津波避難場所の確保、防潮堤及び水門や防波堤の適正な管理を促進します。

【市街地における延焼防止基盤の整備、建物の不燃化】

地震などによる市街地の損傷を小さくするため、防災上重要な公共施設や地区の重要な建築物の耐震化・不燃化を促進します。

放生津地区など密集市街地においては、火災の延焼拡大を防止するため、建築物の不燃化を促進するとともに、道路、公園、河川等の公共空間を活用した延焼遮断空間の形成を図ります。

また、共同建替え事業や空き家改善事業等を促進し、老朽木造住宅の解消による居住環境の改善、若い世代の人口流出の抑制を図ることで、自主防災体制の維持・向上につなげます。

【防災拠点、避難経路の配置整備】

災害時に安全かつ迅速に避難ができるよう、地域の実情を踏まえ、防災拠点や避難場所及び避難経路の適正な配置整備を推進します。また、それらの施設・設備に関しては、高齢者、障がい者、乳幼児や女性等に配慮した整備を行うとともに、適正な維持管理を図ります。

津波に対する効果的な避難施設の配置に関して検討・整備を進めるとともに、民間施設についても、所有者や管理者の意向を踏まえながら、緊急的・一時的な避難施設としての活用を要請するなど、その確保に努めます。

【緊急通行確保路線等のネットワークの維持・強化】

災害時において、迅速かつ円滑な救命・救急活動、救援物資輸送、復旧活動ができるよう、防災拠点、避難所、陸・海の輸送拠点等をつなぐ幹線道路（緊急通行確保路線）のネットワーク形成を図ります。

また、救命効果を上げるため、災害等の発生現場から、より近い場所で救急車とドクターヘリとの合流を可能にすべく、場外離着陸場の適正な配置を促進します。

【緊急通行確保路線の位置づけ・機能】

第1次確保路線	救急活動、緊急物資、応急資材の搬入を最優先に確保する北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路
第2次確保路線	第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市対策本部や主要な防災拠点（行政機関、駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路
第3次確保路線	第1・第2次確保路線を補完し、救急活動、緊急物資、応急資材の搬入並びに復旧事業の推進を図る幹線道路

出典：射水市地域防災計画（第2編 地震・津波災害対策編）

【情報共有基盤の充実】

災害時における情報共有については、防災行政無線、防災・緊急メール配信及び災害情報ポータルサイト等のインターネットの活用による発信の充実を図るとともに、地域の民間報道機関等との連携による情報共有手段の多層化など体制の充実に努めます。

■防災意識の向上

(1) 防災意識の向上、市民・事業者・行政の意識共有

【避難行動計画の策定】

洪水や津波による浸水想定区域においては、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画と連携に基づき、被害想定と地域特性を踏まえた、具体的かつ実践的な避難計画の作成を推進します。また、計画作成を通じて、住民一人ひとりの自主防災意識ならびに避難行動意識の向上を図ります。

【地域での防災情報の共有、資機材の充実等】

洪水や津波に関する各ハザードマップや防災ガイドブック等を活用し、学校教育をはじめ様々な機会を通じて、住民の避難行動等に直接係る地域の防災情報の周知活動を継続的に進めます。浸水や土砂災害等の危険区域や避難場所・避難経路、災害に対する日頃からの備え等に関する情報提供及び自主防災意識の高揚を図ります。

災害直後から様々な活動が円滑・迅速に行えるよう、地域消防団の組織堅持、自主防災組織の育成・強化、災害ボランティア団体の受入れ体制の充実を図り、多方面での体制づくりとあわせて、防災資機材の充実を図ります。

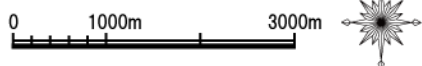
【災害復興の事前対策等による意識の共有化】

防災対策及び減災対策の推進と並行して、大規模地震など、発生が予想される災害に対する災害復興計画の事前検討を進めます。また、災害復旧・復興の迅速化に寄与する地籍調査や災害廃棄物の処理に関する検討を進めます。これらの事前対策を通じて、市民・事業者・行政が危機意識や災害後の復興イメージの共有化を図ることで、より災害に強いまちの形成につなげます。

〈防災基本方針図〉



- ・緊急避難所、避難所、福祉避難所、重要防災基幹施設、緊急通行確保路線は、「射水市地域防災計画」(2017(H29))による。
- ・土砂災害警戒区域は、「射水市土砂災害ハザードマップ」(2014(H26))による。
- ・浸水対策区域(浸水想定)は、「射水市洪水ハザードマップ」(2008(H20))による。
- ・津波浸水区域(避難必要区域)は、「射水市津波ハザードマップ」(2018(H30))による。



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

凡例	
●	緊急避難所
○	避難所
▲	福祉避難所
■	重要防災基幹施設
●	主な公園・緑地
●	土砂災害警戒区域
—	第1次緊急通行確保路線
—	第2次緊急通行確保路線
—	第3次緊急通行確保路線
■	浸水対策区域 (浸水想定 1.0m以上区域)
■	津波浸水想定区域 (避難が必要な地区)
—	市街化区域
—	射水市界

第6章 将来都市構造

1. エリア・軸・拠点の設定

本市における今後の都市のあり方を踏まえ、まちづくりの方針及び都市整備の方針の達成に向けた、基本的な土地利用「エリア」のあり方、連携「軸」及び主要な都市機能「拠点」の配置のあり方を、本市の将来都市構造として設定します。

【将来都市構造】

エリア（土地利用の基本となる考え方）

○自然と調和するまとまりある都市を形成するため、都市機能の効果的な発揮を促進する都市構造の構築

軸（都市間及び都市内の拠点・地域の連携の考え方）

○都市間及び都市内地域間の連携や都市の一体感を促進する都市構造の構築

拠点（都市機能配置の考え方）

○生活利便の向上、にぎわいや交流の創出、地域産業の自立的な発展を促進する都市構造の構築

2. エリア（土地利用の基本となる考え方）

既成市街地が分散立地し、周囲に豊かな農業・自然環境が広がる立地特性を踏まえ、活用、調和、保全等の基本的な土地利用「エリア」を設定し、自然と調和するまとまりある都市を形成するため、都市機能の効果的な発揮を促進する都市構造の構築を目指します。

●都市活動エリア

主な地区及び施設等	市街化区域及びその周辺
-----------	-------------

居住機能をはじめ、生活に必要な機能（買物、医療・福祉、教育・子育て等）、活力やにぎわい・交流をもたらす機能（商工業、観光、レクリエーション等）の集積を図り、多様で活発な都市活動を支え、利便性と快適性の高い居住環境が整った市街地を形成します。また、交通ネットワークの中核を形成するとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等の推進により、誰もが快適で利用しやすい都市空間の形成を図ります。

●調和・活用エリア

主な地区及び施設等	市街化調整区域
-----------	---------

良好な農業環境や自然環境の保全とともに、既存集落でのゆとりとうるおいのある居住環境の保全、産業環境の維持を図ります。地域コミュニティの持続性や活性化を支援するサービス供給のために必要な活用を、周辺の農業環境や自然環境との調和に十分配慮しながら進めます。

●連携・発展エリア

主な地区及び施設等

隣接都市間の連携の要となる主要な幹線道路の沿道

国道 472 号沿道については、高速道路と臨港工業地帯等の都市拠点とを結ぶ交通利便性の高い主要軸であるという位置づけを活かし、新たな産業施設の集積や、周辺地域において生活利便性を高めるためのサービス施設の立地誘導を推進します。

広域及び隣接都市間との連携軸として位置づけられる国道 8 号、(主) 高岡小杉線、(都) 太閤山高岡線、(都) 七美太閤山線の沿道についても、交通利便性を活かした商工・サービス等の産業施設の立地誘導を推進します。

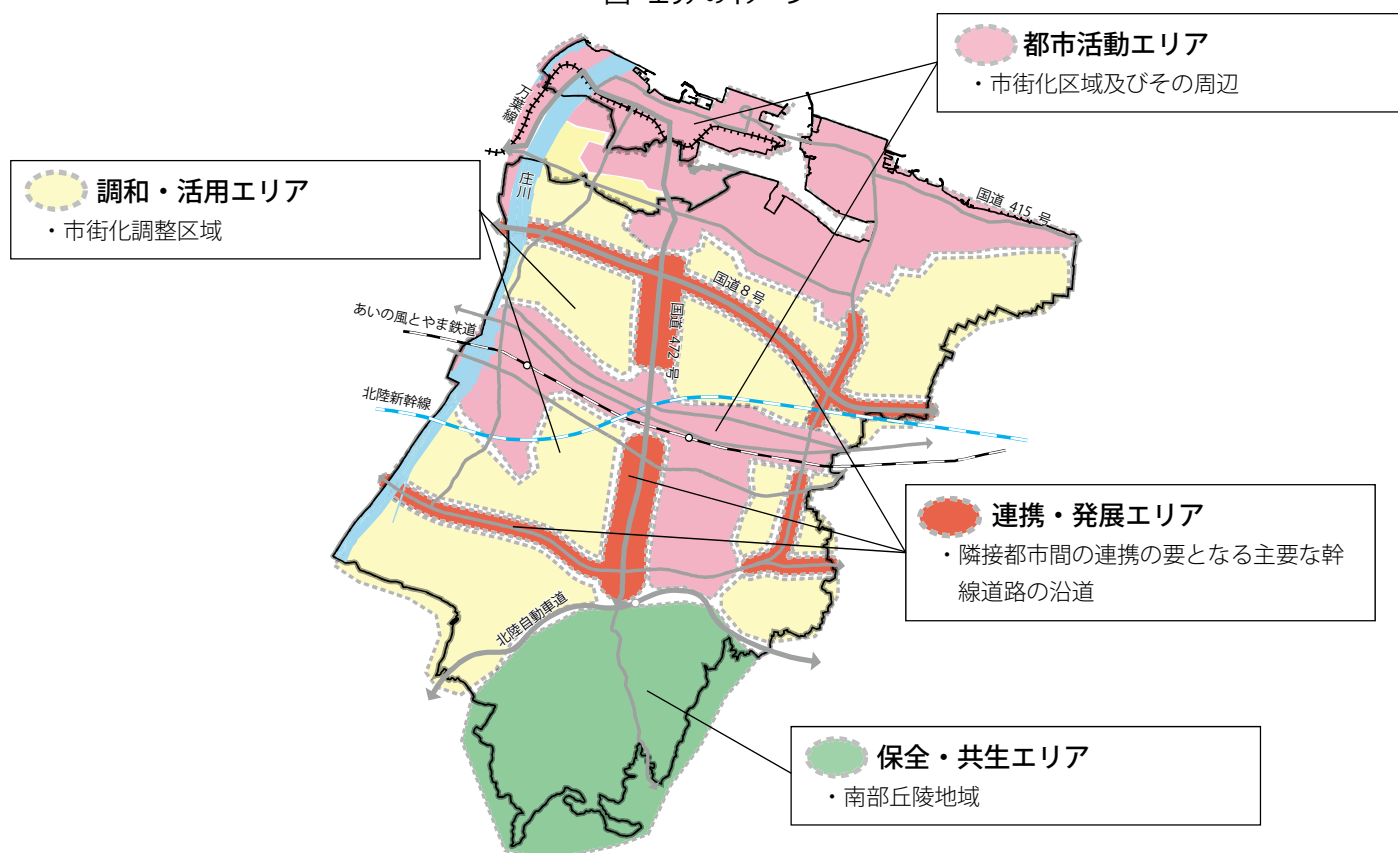
●保全・共生エリア

主な地区及び施設等

南部丘陵地域

丘陵に豊かな樹林地が広がるエリアです。エリア内の主要道路に沿って集落地・農地が、山間部の一部ではゴルフ場や流通商業施設等として利用されています。無秩序な開発や土地利用転換を抑制し、現状の土地利用を維持していくことを基本に、良好な自然環境の保全を図ります。

図 エリアのイメージ



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

3. 軸（都市間及び都市内の拠点・地域の連携の考え方）

都市内の各拠点をつなぎ、隣接都市との円滑な連絡を支える「軸」を設定し、都市間及び都市内地域間の連携や都市の一体感を促進する都市構造の構築を目指します。

●広域都市連携軸

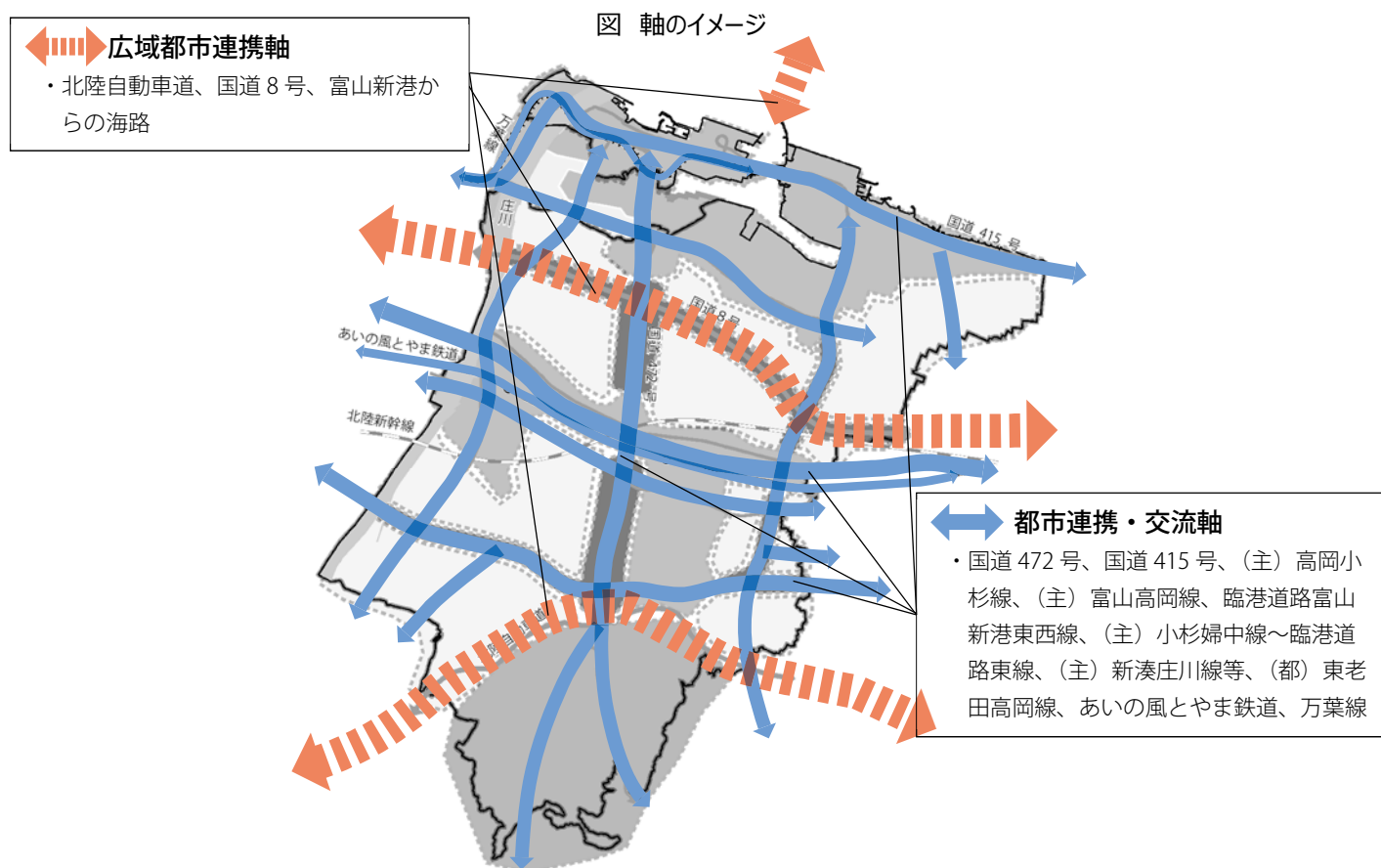
主な地区及び施設等	北陸自動車道、国道 8 号、富山新港からの海路
-----------	-------------------------

人口減少を伴う少子高齢化が進み、財政状況も厳しさを増すことが予想される中、持続可能で住み続けられるまちづくりのためには、市域をまたいだ交流の促進が必要です。そのため、隣接する富山市や高岡市だけでなく、さらに広域的な都市間交流、連携、都市機能補完及び相互活性化に重要な役割を果たす道路、鉄道、海路の重要な交通体系を、「広域都市連携軸」と位置づけます。

●都市連携・交流軸

主な地区及び施設等	国道 472 号、国道 415 号、（主）高岡小杉線、（主）富山高岡線、臨港道路富山新港東西線、（主）小杉婦中線～臨港道路東線、（主）新湊庄川線等、（都）東老田高岡線、あいの風とやま鉄道、万葉線
-----------	---

本市の市街地形成の核となる各拠点と市内各市街地間を結び、さらにそれらを富山市や高岡市、更にとやま呉西圏域を構成する市の市街地等の拠点等とも結びつけ、連携や交流を強化する道路、鉄道の重要な交通体系を「都市連携・交流軸」と位置づけます。



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

4. 拠点（都市機能配置の考え方）

居住、生活サービス、産業、交流等の都市機能の主要地域「拠点」を適切に配置し、各機能の強化・集積を図り、生活利便の向上、にぎわいや交流の創出、地域産業の自立的な発展を促進する都市構造の構築を目指します。

●都市中核拠点

主な地区及び施設等	複合交流施設周辺、小杉駅及び本庁舎周辺
-----------	---------------------

都市活動エリアにおける居住や交流の中心地として、各拠点の地域特性を強みとして伸ばしていくことを基本に、居住、商業・サービス、文化・交流等の多様な都市機能の立地誘導を推進し、人口の集積を維持しながら、都市生活の利便性や快適性を向上させ、にぎわいを創出する拠点です。

また、公共交通のターミナル機能等の都市の中核機能の集積を図り、各拠点同士の連携や相互活性化を促進することにより、都市全体として質の高い都市機能の確保・向上を図ることを目指します。

海の玄関である複合交流施設周辺では、貴重な観光資源を残す内川周辺をはじめとした地区における観光・交流の機能の充実、陸の玄関である小杉駅及び本庁舎周辺では教育・文化施設や行政施設が集積している優位性を活かし、市全体の魅力向上に資する機能の充実を図ります。

●地域居住拠点

主な地区及び施設等	太閤山地区、越中大門駅周辺
-----------	---------------

都市活動エリアにおける居住を中心とした拠点として太閤山地区ならびに越中大門駅周辺を位置づけ、身近な生活利便サービス機能を確保・維持し、人口の集積を図ります。また、地域住民や地域の多様な主体の参画・連携に基づく地域共生のまちづくりを推進します。

太閤山地区においては、現在の良い住宅市街地の維持、戸建て街区、集合住宅街区それぞれの住環境の充実、人口集積に応じた生活サービス機能の充実、コミュニティの活性化など地区の再生に向けた取組を進めます。越中大門駅周辺においては、主に子育て・福祉等の機能集積を活かした、生活利便性の向上を図ります。

●交流拠点

主な地区及び施設等	射水ベイエリア周辺、太閤山ランド周辺、道の駅カモンパーク新湊周辺
-----------	----------------------------------

豊かな自然環境、景観、レクリエーション機能等を活かして、人と自然、人と人とのふれあいや交流を深める拠点です。

海王丸パーク、新湊マリーナ及び海老江海浜公園周辺から本江地区へ続く海岸の海辺一帯の射水ベイエリア周辺では、海辺の良好な自然や眺望、歴史文化を活かした交流機能の強化を図ります。海王丸パーク周辺では、海王丸パークからの富山湾～立山連峰の眺望景観、産業観光施設、スポーツ施設、マリーナ、海水浴場、公園緑地、周辺店舗等の多様な機能の充実を図るとともに、スポーツ関連施設を核とした各機能のハード・ソフト両面の有機的な融合を促進し、市民や来訪者が交流し、にぎわいが生まれる都市空間の形成を図ります。

太閤山ランド周辺では、豊かな自然環境、環境学習、イベント等の機能を活かして、子どもから高齢者まで幅広い世代が、憩いや交流を楽しむことができる拠点として充実を図ります。

道の駅カモンパーク新湊周辺では、道の駅としての機能の維持・充実を図るとともに、周辺の文化施設等の連携により、一帯での交流拠点としての機能強化、魅力向上を図ります。

●産業拠点

主な地区及び施設等	富山新港周辺、小杉流通業務団地周辺、小杉インターパーク周辺、その他の企業団地周辺、高等教育機関・研究施設周辺
-----------	--

本市の産業活動の中心となり、雇用を創出する拠点です。

富山新港周辺では、港湾部の立地利便を活かした鉄鋼、金属等の大規模製造業の拠点として維持・向上を図るとともに、海の玄関として港湾機能の強化による立地の優位性を維持します。

小杉流通業務団地周辺及び小杉インターパーク周辺では、広域的な交通利便性を有効に活用して、流通業や商業等の拠点として、周辺の自然環境や農業環境等との調和に留意しながら、産業集積を図ります。

その他の既存の企業団地周辺についても、周囲の環境との調和を図りながら、敷地内の緑化など、産業拠点としての土地利用を図ります。また、交通利便性の高い主要幹線道路沿道等において、新たな産業集積地の確保を図ります。

市内の高等教育機関である富山県立大学、富山高等専門学校、富山福祉短期大学、富山情報ビジネス専門学校、近畿大学水産研究所とは、産業振興、教育・文化、地域振興、環境保全、防災対策など様々な分野での産学官の連携を通して、活力ある地域社会の形成・発展と魅力ある地域づくりに努めます。また、県立大学周辺では、環境科学センター、衛生研究所、薬事研究所、農林水産技術センター木材研究所など高度研究施設の集積拠点として環境維持に努めます。

●医療・保健拠点

主な地区及び施設等	射水市民病院周辺、保健センター等周辺
-----------	--------------------

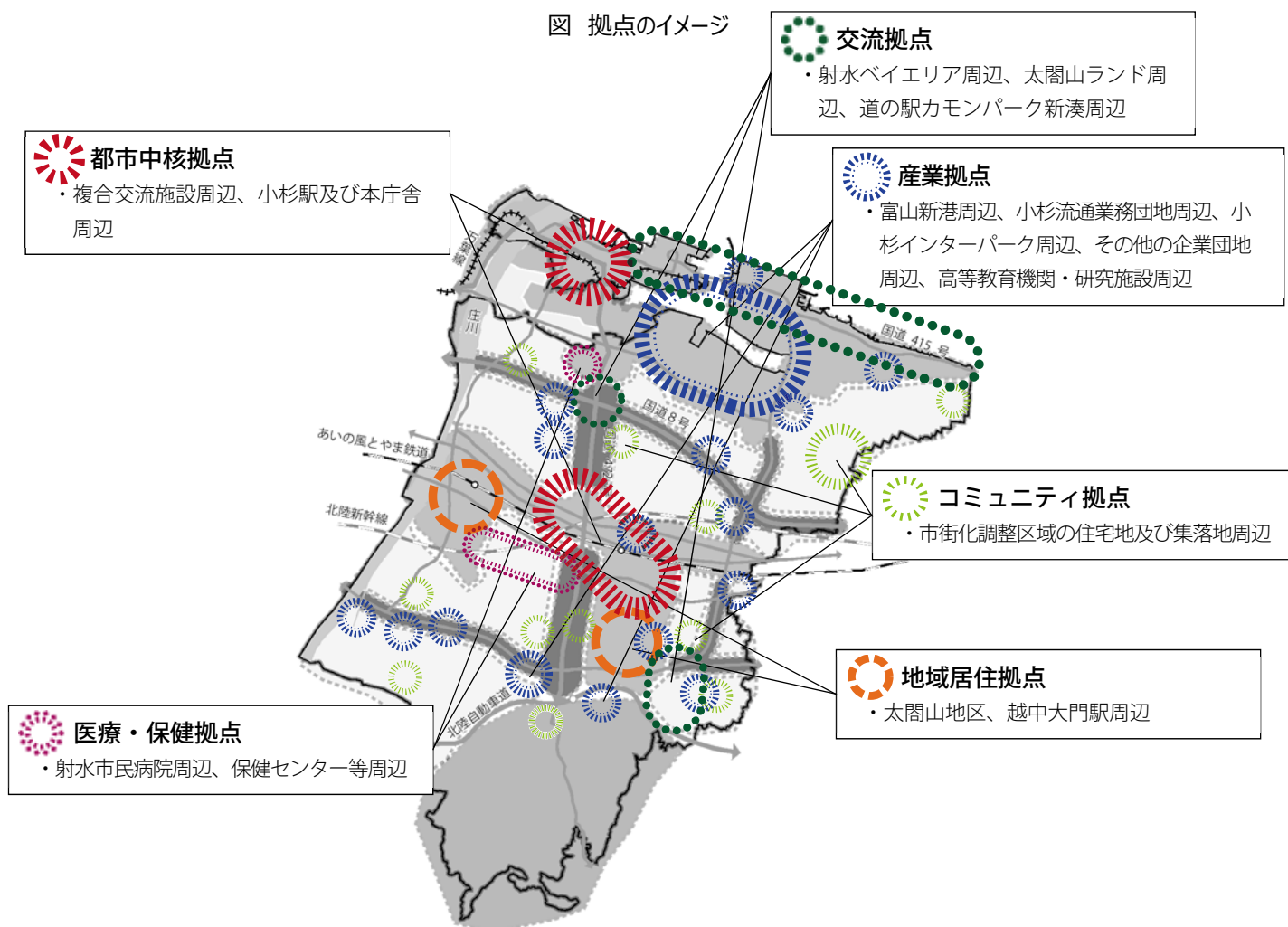
射水市民病院、保健センター等の地域の中核的な医療・保健施設が立地する地区については、周辺の良好な自然環境との調和や周辺都市機能との連携等に留意しながら、施設周辺の居住環境、生活利便性の向上を推進し、医療・保健施設を中核とする都市機能の集積を図ります。

●コミュニティ拠点（共生型居住拠点）

主な地区及び施設等	市街化調整区域の住宅地及び集落地周辺
-----------	--------------------

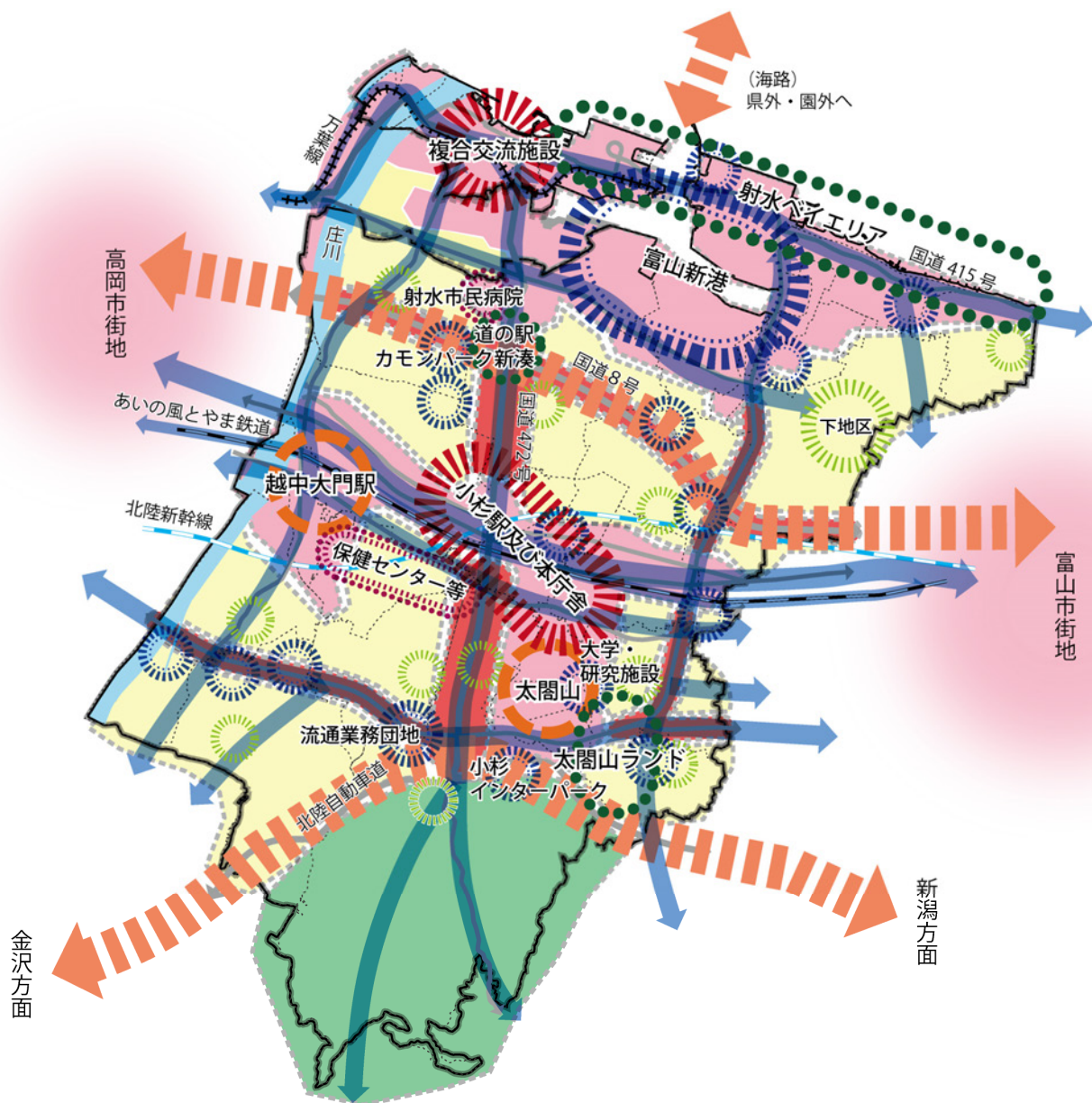
調和・活用エリアにおける居住拠点であり、コミュニティセンターを中心に、周辺の良好な自然環境との調和に留意しながら、居住機能やコミュニティ機能の他、地域生活を支援する生活サービス機能の立地誘導を図ります。また、地域住民や地域の多様な主体の参画・連携に基づく地域共生のまちづくりを推進します。

図 拠点のイメージ



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

5. 将来都市構造図



エリア	軸	拠点
- 都市活動エリア - 調和・活用エリア - 保全・共生エリア - 連携・発展エリア	- 広域都市連携軸 - 都市連携・交流軸	- 都市中核拠点 - 地域居住拠点 - 交流拠点 - 産業拠点 - 医療・保健拠点 - コミュニティ拠点

※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。